



絡し、厚木線横浜・海老名間を主とし延長 27.5km、動力は電気、軌間は 1.067m の鉄道である。厚木線横浜・海老名間 24.3km は単線および一部複線、旅客および貨物運輸を目的とし、大正 8・5・1 から昭和 15・11・12 まで 4 回の免許を受け、大正 15・5・12 から昭和 16・11・25 までの間 7 回にわたり運輸開始した。相模国分・厚木間 2.2km は単線、貨物運輸を目的とし、大正 8・5・12 免許を受け、同 15・5・12 開業した。西横浜・保土ヶ谷間 1km は国鉄線共用で、貨物運輸を目的とし、昭和 23・5・7 免許、同年 9・13 運輸開始した。

3 沿線の観光地 白根不動尊(鶴ヶ峯駅)、中津溪谷(本厚木駅)。

4 運輸概況

項目	年度		
	昭和 28	29	30
旅客輸送人員(千人)	22,897	24,589	26,926
人キロ(千)	181,904	190,736	212,737
貨物輸送トン数(千t)	477	451	473
トンキロ(千)	7,312	7,223	7,495
旅客収入(千円)	273,826	288,954	317,283
貨物収入(〃)	52,290	43,218	50,445
運輸雑収(〃)	15,996	19,032	20,618
収入合計(〃)	342,112	351,204	388,346
営業費(〃)	293,742	307,837	322,890
営業利益(〃)	48,370	43,367	65,456
営業係数(%)	86	88	80

(志村幹雄)

さぎょうかささんきゅう 作業加算給(特殊作業手当)

1 従前は現行の職務加算給とともに特殊勤務手当の名称で呼ばれていたものであるが、両者の性格を明確にする意味で昭和 27・6 に分離したものである。その特殊の作業が性質・回数・時間等において、その職種の有する普遍的作業でない場合、あるいは職階制の形態からみて、それに対応する対価が支給されていないと認められる場合に支給される手当である。これをその内容によって整理すると、おおむねつぎのいずれかの範ちゅうに入る。

- (1) 職種の性質上その労働成果が職員によって明確に差があり、これを同一に扱えば不均衡となるもの。
- (2) 同一職種に属する職員の相互間において、危険・有害・高度の疲労・苦痛あるいは不快を伴うもの。
- (3) 本務のほかにとくに付加されたもの。

- (4) 特殊な技能を必要とするもの。
- (5) 複雑かつ多忙な現金出納事務に当るもの。

以上のような特殊な危険・有害等困難な作業環境・作業条件の下で作業を行う職員の労に報いる目的で設けられたもので、これら特殊な要素が、現行基本給では評価されていないか、あるいは質的内容を基本給に吸収することがいちじるしく困難なものにかざられている。

2 明治 39 年機関車乗務員隧道(ずいどう)手当は、その最初と目される。ついで大正・昭和の年間に数々の手当が制定されたが、昭和 23 年の 2,920 円ベース切替に際して「職員が通常でない特殊の勤務に従事し、その勤務に対する報酬について特別の考慮を必要とする場合において、それをほう給に組み入れることが不可能であるか、またはいちじるしく困難な事情があるとき」に限定され、手当の種類・支給範囲・支給額および支給方法等については、すべて政令に委任され、今後政令にもとづかない手当はいっさい支給することができないこととなった。この政令で認められた手当の種類は現行手当の大部分である。国鉄が公共企業体移行後もしばらくこのままであったが、予算内の操作によって 5 種ほどの手当を新設すると同時に、支給範囲の拡張、2,920 円ベース以来すえ置かれていた一部手当の支給額を改正して現行におよんでいる。

3 現行作業加算給

(1) トンネル内作業加算給 蒸気機関車の通過する 3,200m 以上のトンネル内で、改良・保守の作業に従事または作業の監督にあたったときに支払われる加算給である。ばい煙の滞留するトンネル内という有害な環境下で、作業に従事する職員の労苦に対する補償の意味で支払われるもので、支給額はトンネルの勾配・曲率・断面積・列車通過回数・通風施設の有無等によって区分し、1 時間当り 9 円から 3 円の範囲内である。

(2) トンネル掘さく作業加算給 坑口から 300m 以上の坑内において、不十分な照明下でかつ不安定な足場で自ら作業するか、または作業の指導監督を行うときに支払われる加算給である。落ばん、悪質ガスあるいは湧水(ゆうすい)等悪環境下で作業を行うため、身体生命に危険をおよぼし、また健康に有害である等のために支払われる。額は日額 60 円以内である。

(3) トンネル内機関車乗務加算給 トンネル通過の蒸気機関車乗務員は、機関車から吐き出すばい煙中の有毒ガスと、熱気による心身の疲労が大きいので、これに対して支払われる加算給である。額は断面積および勾配により差をつけ、トンネル換算延長 800m 以上のものにかざり 13 円から 4 円の範囲内である。

(4) 圧搾空気内作業加算給 臨床医学から検討された結果、この種作業は身体に悪影響があることが立証され、作業後十分の休養をとることが必要とされているので、この労苦に報いるための加算給である。額は実作業時間数と気圧のウェイトを関連させ、標準時間 7 時間(気圧 20 ポンド)から 40 分(50 ポンド)までの時間数をもって除した割合に 120 円を乗じて得た額である。

(5) 潜水作業加算給 この作業は、おおむね水底・海底調査を行うときのものです。水中にあることによって一定の圧搾空気内作業となる。気圧に抵抗しつつ作業するものであるため、心身に苦痛を与え、危険かつ不衛生な作業であるので、これに対する補償のために支払われる加算給である。額は圧搾空気内加算給の額を読み替えて 180 円である。

(6) 高圧活線作業加算給 この作業は電力工手等が高圧沿線下で行う作業のため感電する危険があり、かつ高所足場不安定